



介護福祉士になる方を応援します

奨学資金の貸与希望者を募集します

1 事業概要

社会福祉法人砺波福祉会の人材確保事業として、砺波市をはじめ南砺市、小矢部市、高岡市、氷見市、射水市、富山市に居住されている高校3年生で、卒業後に介護福祉士の養成課程を有する短期大学及び専門学校(2年制)(以下「養成学校」)に入学し、介護福祉士の資格取得を目指す者に対して奨学資金の貸与を行います。

2 貸付対象者と決定方法

(1)居住地

砺波市をはじめ南砺市、小矢部市、高岡市、氷見市、射水市、富山市に住所を有している高校3年生で養成学校への入学が決定している方

※上記以外に居住されている方でも卒業後に砺波福祉会に就職を希望される方は対象となります。

(2)進学先

介護福祉士の養成課程を有する短期大学及び専門学校(2年制)

(3)貸与人数及び決定方法

貸与対象者数は、各年度2名以内とし面接により貸与者を決定する。

※同種の奨学資金を他から受けている場合でも対象となります。

3 貸与額等

(1)貸与額及び期間 令和8年4月から月額50,000円を24か月間貸与

(2)貸与利子 無利子

(3)貸与が返済免除となる場合

養成学校卒業後に当法人に就職し、3年以上在籍した場合は返還免除します。



4 募集期間 令和8年10月1日(木)から令和9年1月31日(日)まで

5 奨学資金の交付

貸与契約により、貸与金は、年に4回(毎回月額3ヶ月分ごと)指定口座に振込みます。



やなせ苑キャラクター
こころちゃん

お問い合わせ先

社会福祉法人砺波福祉会

特別養護老人ホームやなせ苑 事務局奨学資金貸与係

所在地 〒939-1313 富山県砺波市柳瀬3番地

電話番号 0763-323050



社会福祉法人砺波福祉会 奨学資金貸与事業実施要項

(目的)

第1条 本事業は、社会福祉法人砺波福祉会の人材確保事業の一環として、砺波市をはじめ南砺市、小矢部市、高岡市、氷見市、射水市、富山市に居住している高校3年生で、卒業後に介護福祉士の養成課程を有する短期大学または専門学校（2年制）（以下「養成学校」という）に入学し、介護福祉士の資格取得を目指す者に対して奨学資金を貸与することを目的とする。卒業後に当法人へ就職し、3年以上在籍した場合は返還を免除し、介護現場を担う若い人材の確保に努める。

(貸与対象者)

第2条 次の全てに該当する方とする。

(1) 文部科学大臣および厚生労働大臣が指定した学校または知事が指定した養成施設（2年制）に入学予定で、卒業後、砺波福祉会において介護福祉士として業務に従事しようとする者。

(2) 砺波市をはじめ南砺市、小矢部市、高岡市、氷見市、射水市、富山市に住所を有する高校3年生で、養成学校への入学が決定している者。

※上記以外の地域に居住している場合でも、卒業後に砺波福祉会への就職を希望する者は対象とする。

※同種の奨学資金を他から受けている場合でも対象となる。

(貸与人数および決定方法)

第3条 貸与人数は各年度2名以内とし、面接により貸付対象者を決定する。

(奨学資金の種類及び貸与額)

第4条 奨学資金の種類及び貸与額については、次のとおりとする。

(1) 貸与額および期間

令和8年4月より月額50,000円を24か月間貸与する。

(2) 貸与利子

貸与決定月から養成施設卒業まで貸与します。（貸与期間は正規の修学年限内とする。）貸与金は無利子とする。

(奨学資金の返還)

第5条 養成学校卒業後、当法人に就職し3年以上在籍した場合は返還を免除する。それ以外の場合は、貸与を受けた期間の2倍の期間以内に、一括または分割方式にて奨学資金を返還する。

(申請手続き等)

第6条 募集期間内〔令和8年10月1日（木）から令和9年1月31日（日）まで〕に次の書類を提出する。

- (1) 奨学資金借用申請書（様式第1号）
- (2) 身上調書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 印鑑登録証明書（連帯保証人のもの）
- (5) 住民票の写し（申請者の世帯人員全員のもの及び連帯保証人のもの）
- (6) 連帯保証人1人。

（貸与方法）

第7条 奨学資金は、社会福祉法人砺波福祉会と貸付対象者との契約に基づき貸与する。

（奨学資金の交付）

第8条 貸与契約に基づき、貸与金は年4回（各回3か月分）指定口座へ振込む。

（貸与の停止および契約解除）

第9条 社会福祉法人砺波福祉会は、貸与決定または交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合、貸付契約を解除する。

- (1) 養成施設を退学した場合
- (2) 貸付期間中に貸付契約解除を申し出た場合
- (3) その他、奨学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなった場合

（奨学金返還の猶予）

第10条 次のいずれかに該当する場合、申請により返還を猶予できる。

- (1) 卒業後、さらに社会福祉士養成施設等の他種養成施設で修学する場合
- (2) 災害、疾病、その他特別の事情により返還が困難と認められる場合